

生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業
設計・施工業務 公募型プロポーザル 実施要項

令和8年(2026年)5月 27 日

茨木市

目次

1. 目的・趣旨.....	1
2. 実施要項の定義.....	1
3. 事業の概要.....	1
(1) 事業名.....	1
(2) 発注者.....	1
(3) 工事場所.....	1
(4) 整備対象施設.....	1
(5) 対象業務.....	1
(6) 要求水準.....	1
(7) 履行期間.....	2
(8) 提案上限価格.....	2
4. 事務局.....	2
5. 参加資格.....	2
(1) 参加者の構成等.....	2
(2) 単独企業又は代表構成員の参加資格要件.....	2
(3) 業務別の参加資格.....	3
(4) 実施体制.....	4
6. 日程.....	5
(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程.....	5
(2) 提案書の提出、評価等日程.....	5
(3) 契約締結等日程.....	6
7. 実施要項等の交付.....	6
(1) 交付資料の位置づけ.....	6
(2) 交付資料の配付方法.....	6
(3) 電子データの提供期間.....	6
(4) 電子データの提供方法.....	7
8. 参加表明・現地確認申込.....	7
(1) 申込期間.....	7
(2) 申込方法.....	7
(3) 現地確認日時の連絡.....	7
(4) 留意事項.....	7
9. 質疑の受付及び回答.....	7
(1) 提出方法等.....	7

(2) 参加表明に関する質疑.....	7
(3) 提案書、現地確認に関する質疑.....	8
(4) 留意事項.....	8
10. 参加表明書の作成及び提出方法.....	8
(1) 提出方法等.....	8
(2) 提出期間.....	8
(3) 提出書類.....	8
(4) 参加資格確認結果の通知.....	8
(5) 参加表明の秘匿.....	9
11. 提案書の作成及び提出方法.....	9
(1) 提出方法等.....	9
(2) 提出期間.....	9
(3) 提出書類.....	9
(4) 作成の留意事項.....	9
12. 審査の実施及び結果の通知.....	10
(1) 選定委員会の設置.....	10
(2) 実績体制審査.....	10
(3) 地域貢献審査.....	10
(4) 技術提案審査(技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング).....	10
(5) 提案価格審査.....	11
(6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定.....	11
13. 契約に関する事項.....	11
(1) 契約の締結.....	11
(2) 契約の成立.....	12
(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出.....	12
(4) 提案内容.....	12
(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等.....	12
14. 参加者の失格.....	12
15. 提案内容不履行の場合の措置.....	13
16. プロポーザルの中止.....	13
17. 留意事項.....	13

1. 目的・趣旨

茨木市(以下、本市という。)では、公共施設における地震発生時の減災対策の推進を目的として、建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井について、耐震化に向けた改修に取り組んでいる。

なかでも、劇場型のホール等に設置されている特定天井は、形状が複雑であり、その改修の設計及び施工には高度な専門性及び技術力が求められることや施設を運営しながらの施工となることも踏まえ、生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業(以下、「本事業」という。)では、設計段階から施工者の技術力を活用できる設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を採用する。

このような背景から、本事業の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者・担当者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)を選定するものとする。

この実施要項(以下「本要項」という。)は、プロポーザル方式により最適な候補者を選定するため、必要な事項を定める。

2. 実施要項の定義

本要項は、本市が本事業に係る設計業務、施工業務及び、監理業務を一括して実施する受注者を公募型プロポーザル方式により選定するための参加要件、手続等について必要な事項を定めたものである。

3. 事業の概要

(1) 事業名

生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務

(2) 発注者

茨木市長

(3) 工事場所

茨木市畑田町1番43号

(4) 整備対象施設

茨木市立生涯学習センターきらめき

(5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「●」が記されている業務とする。

区 分		対 象
1	設計業務	●
2	監理業務	●
3	施工業務	●

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務要求水準書(案)(以下「要求水準書」という。)のとおり。

(7) 履行期間

契約締結日(令和8年12月予定)から令和11年3月30日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。

(8) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下のとおり。

提案上限価格:1,107,258,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、上限価格を超えた提案は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4. 事務局

部署名:茨木市 共創文化部 文化振興課 生涯学習係 (以下「事務局」という。)

担当:庄田・北川

住所:〒567-0028 大阪府茨木市畑田町1番43号

電話:072-624-8182 ※休館日(火曜日)

電子メール:kirameki@city.ibaraki.lg.jp

本事業の発注者支援(令和8年度委託業務)に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティアークス株式会社(以下「CMR」という。)に委託している。本プロポーザルに関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応すること。

5. 参加資格

(1) 参加者の構成等

生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務 公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)に参加する者(以下、「参加者」という。)は、単独企業または2社の特定建設工事共同企業体(以下、「JV」という。)による応募を可能とする。

(2) 単独企業又は代表構成員の参加資格要件

参加する単独企業及びJVの代表構成員(以下、「代表構成員」という。)となる企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 本市の「建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 茨木市暴力団排除条例(平成24年9月27日茨木市条例第31号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

ウ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。茨木市建設工事請負業者指名停止基準(昭和59年6月1日施行)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

オ 本事業における業務の開始時点で、本要項「5.(4)実施体制」に示す資格を有する者(JVの場合、

代表構成員・構成員のいずれかと参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置できること。

- カ 過去 10 年以内に元請けとして、公共工事の建築一式工事について、次の施工実績(工事が完成したものに限る)を 1 件以上有すること。
- ・請負代金額(消費税及び地方消費税を含む)が、市内企業(茨木市内に本店がある企業)の場合は 2 億円以上、市外企業(参加企業及び代表構成員が市外企業)の場合は 5 億円以上の施工実績。
 - ・実績は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム「CORINS」に登録されているものに限る
- キ 次に該当する者、もしくは所属する JV は参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することができない。
- ・公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託(令和 7 年度委託業務)の受託者である CMR と資本・人事面において関連がある者。

(3) 業務別の参加資格

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 25 年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。茨木市建設工事請負業者指名停止基準(昭和 59 年 6 月 1 日施行)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ④ 設計業務の開始時点で、本要項「5. (4)実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び各設計主任技術者として配置できること。

イ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 25 年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。茨木市建設工事請負業者指名停止基準(昭和 59 年 6 月 1 日施行)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ④ 監理業務の開始時点で、「5. (4)実施体制」に示す監理業務の各主任技術者を配置できること。

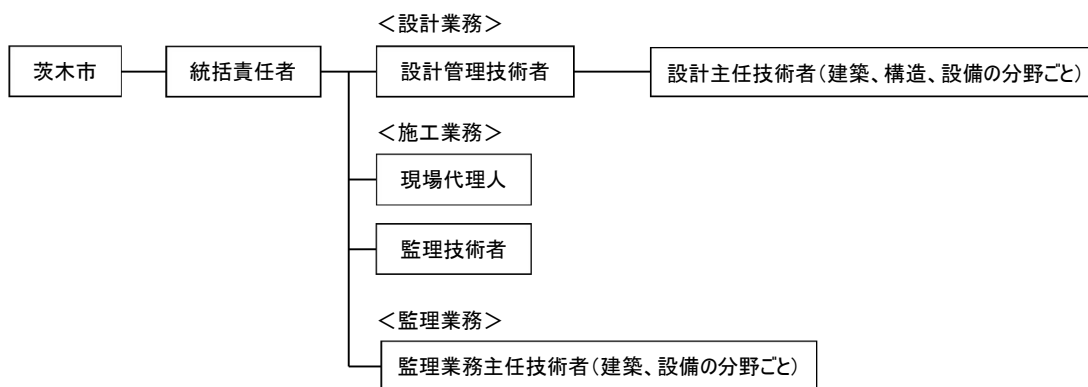
ウ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 本市の建設工事の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 本市が行う茨木市契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 26 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第 4 条に定める排除対象業者(以下「排除対象業者」という。)に該当しない者。
- ③ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成 21 年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 25 年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。茨木市建設工事請負業者指名停止基準(昭和 59 年 6 月 1 日施行)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑤ 建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受け、茨木市の審査数値が茨木市内に本社又は本店を有し、当該本社又は本店を所在地として本市に業者登録されている者(以下、「市内業者」という。)にあっては 770 点以上の者、あるいは市内業者以外で本市に業者登録されている者にあっては 建築 950 点以上又は土木 950 点以上の者であること。
- ⑥ 施工業務の開始時点で、本要項「5. (4)実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者として配置できること。

(4) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとする。ただし、3つ以上の兼任は不可とする。



- ・統括責任者と現場代理人の兼任は認めるものとする。
- ・現場代理人と監理技術者の兼任は認めるものとする。
- ・設計管理技術者と設計主任技術者(建築、構造、設備)の兼任は認めるものとする。
- ・監理業務主任技術者(建築、設備)と設計業務主任技術者(建築、構造、設備)の兼任は認めるものとする。
- ・統括責任者、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者については、参加者(JV の場合、代表構成員・構成員のいずれか)と参加表明書提出日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(上記以外の配置技術者は協力会社からの配置を可とする)

・提案時に届け出を要する配置技術者の変更は病休、死亡、退職、その他やむを得ない理由により、担当者の変更が必要になった場合、それに変わるものが同等以上の能力(実績、資格)を有する技術者であることを市が承諾した場合に限り認めるものとする。

・各配置予定技術者等については、下記のア～ウの資格を有すること。

ア 設計管理技術者

一級建築士資格を有すること。

イ 現場代理人

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

ウ 監理技術者

監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有すること。

6. 日程

受付時間は、休館日(火曜日)及び市の休日(茨木市の休日を定める条例(平成5年 茨木市条例第15号)第2条に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く9時から17時まで(正午から12時45分までを除く。)とする。

(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	本プロポーザルの公告日	令和8年5月27日(水)
イ	質疑①【参加表明に関する質疑】	
	受付期間	令和8年5月27日(水)から 令和8年6月12日(金)17時まで
	質疑回答日	令和8年6月17日(水)までに回答
ウ	参加表明・現地確認申込期間	令和8年5月27日(水)から 令和8年6月26日(金)17時まで
	参加資格審査結果通知、 現地確認日程の通知、	令和8年7月3日(金)までに送付
エ	現地確認	令和8年7月14日(火)予定 または 令和8年7月21日(火)予定
オ	質疑②【提案書、現地確認に関する質疑】	
	受付期間	令和8年7月14日(火)から 令和8年7月28日(火)17時まで
	質疑回答日	令和8年8月7日(金)までに回答

(2) 提案書の提出、評価等日程

区分	内容	日程
ア	提案書の提出期間	令和8年 9月11日(金)から

		令和8年10月 2日(金)17時まで必着
イ	技術提案審査実施日 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年10月27日(火)
ウ	優先交渉権者決定及び審査結果の公表	令和8年10月下旬
エ	評価結果の通知	令和8年10月下旬

(3) 契約締結等日程

区分	内容	日程
ア	仮契約締結	令和8年11月中旬予定
イ	本契約締結(茨木市議会の議決により)	令和8年12月予定

7. 実施要項等の交付

(1) 交付資料の位置づけ

ア 実施要項

本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。

イ 様式集

本プロポーザルにおいて提出を求める書類の様式を定めたもの。

ウ 評価基準

本プロポーザルにおける評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めたもの。

エ 要求水準書

本事業において受注者が実施する業務に関して、本市が要求する施設機能・性能及び業務の水準を規定するものを示し、参加者の提案の指針を定めたもの。

オ 茨木市立生涯学習センターきらめき 参考資料

・特定天井改修工法比較検討書

本事業検討にあたって、令和5年度に検討された特定天井改修工法の比較検討資料としてとりまとめたものであり、特定天井に限り施設の要求水準を規定するものとしてとりまとめたもの。

・特定天井改修工法比較検討書(構造計算書)

・竣工図(意匠・構造・構造計算書)

・音響性能調査報告書

(2) 交付資料の配付方法

ア 本市ホームページで掲載する資料

本要項「7. (1) 交付資料の位置づけ」のうち、ア、イ、ウ、エとする。

イ 電子データにより配付する資料

本要項「7. (1) 交付資料の位置づけ」のうち、オとする。

(3) 電子データの提供期間

公告日から令和8年6月25日(木)17時まで

(4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて(2)イの資料を保存したCD-Rを配付する。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出すること。

※配付資料は、本プロポーザルの提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は禁止する。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように本要項「6(2)提案書の提出、評価等日程」に記載の提案書提出期日までに返却すること。

8. 参加表明・現地確認申込

(1) 申込期間

公告日から令和8年6月26日(金)17時まで

(2) 申込方法

参加表明及び現地確認を希望する場合は、参加表明書【様式4-1】・現地確認参加申込書【様式2】を事務局へ持参により提出すること。

(3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡する。

(4) 留意事項

- ・施設の敷地内は全面禁煙とする。
- ・施設の運用、行事等に支障のないよう留意すること。
- ・資料など、調査に必要となるものは各自用意すること。
- ・カメラ等による撮影は可能とするが、市民等が映らないように留意すること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・現地確認時間は2時間までとする。
- ・現場調査では、本事業に関する質問へは回答しない。

9. 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

- ア 質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要項「4. 事務局」のメールアドレスに送信すること。誤送信等のトラブルの責任は持てないため、十分注意すること。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行うこと。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けない。
- イ 回答はとりまとめのうえ、本市ホームページに掲載する。なお、質疑回答書は、本要項及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換える。

(2) 参加表明に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和8年6月12日(金)17時まで

イ 回答日

令和8年6月17日(水)

ウ その他

電子メールにおける表題は、【生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務

公募型プロポーザル 参加表明に関する質疑書】とすること。

(3) 提案書、現地確認に関する質疑

ア 質疑受付期間

令和8年7月14日(火)から令和8年7月28日(火)17時まで

イ 回答日

令和8年8月7日(金)

ウ その他

電子メールにおける表題は、【生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務 公募型プロポーザル 提案書に関する質疑書】とすること。

(4) 留意事項

- ・質疑に対する回答は、要求水準書の追加又は修正事項とする場合がある。
- ・質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。
- ・質疑が提案書の評価に関連する場合は、回答しないことがある。
- ・質疑の内容に参加者を特定できる記載は行わないこと。

10. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うこと。

(1) 提出方法等

- ア 事務局まで持参とし、市の休日を除く9時から17時まで(正午から12時45分までを除く。)の時間帯で受領する。
- イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成すること。
- ウ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じすること。
- エ CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出すること。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

(2) 提出期間

令和8年5月27日(水)から令和8年6月26日(金)17時まで

(3) 提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| ア 参加表明書【様式4-1】 | 1部 |
| イ 参加資格確認書【様式4-2】 | 1部 |
| ウ 特定建設工事共同企業体協定書(案)【様式5】 | 1部 |
| エ 参加資格に関する実績を確認できる資料 | 1部 |
| オ ア～エまでの電子データ(CD-R) | 1部 |

(4) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本要項「5. 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和8年7月3日(金)までに郵送及び電話にて通知する。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知する。以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入すること。

(5) 参加表明の秘匿

以降の評価は全て匿名で行う。匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術提案評価の結果公表まで一切行わないこと。

1 1. 提案書の作成及び提出方法

(1) 提出方法等

本要項「10. (1)提出方法等」を参照のこと。

(2) 提出期間

令和8年9月11日(金)から令和8年10月2日(金)17時まで

(3) 提出書類

ア	技術提案書【様式6-1】	1部
イ	提案価格見積書【様式6-2、6-3、6-4】	1部
ウ	実績体制審査に係る提案書【様式6-5】	1部
エ	地域貢献に係る提案書【様式6-6】	1部
オ	技術提案評価に係る提案書【様式6-7、6-8】	3部
カ	ア、ウ～オまでの電子データ(CD-R)PDF データ	1部
キ	イの電子データ(CD-R)Excel データ	1部

※イは同封し代表印による封印をして提出すること。

(4) 作成の留意事項

- ア 技術提案書は、要求水準書に示す機能等を満たすことを基本とし作成すること。また、機能面、コスト面を総合的に検討し作成すること。
- イ 提案書は、確実に実施できる内容とすること。契約後、受注者側の責により提案書に記載した内容を達成できない場合は、本要項「15. 提案内容不履行の場合の措置」に記載している措置を行う場合がある。
- ウ 提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の能力(実績、資格)を有する技術者であることを本市が承諾した場合に限り認める。
- エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、優先交渉権者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者と協議のうえ、公表する場合がある。
- オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うこと。
- カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、茨木市情報公開条例(昭和62年茨木市条例第23号)に基づき公開する場合がある。
- キ 都合により提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式7】を持参にて提出すること。
- ク 体裁及び書式
 - ① 用紙サイズはA3判とする。
 - ② 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保すること。ただし、ページ番号の位置は除く。

- ③ 「技術提案書【様式6-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出すること。
- ④ 「提案価格見積書【様式6-2、6-3、6-4】」及びその電子データを格納したCD-Rは、「生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務 公募型プロポーザル 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名(代表構成員名)の代表印で封印すること。
- ⑤ 匿名による評価を行うため、「技術提案評価に係る提案書【様式6-7】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合がある。
- ⑥ 「技術提案評価に係る提案書【様式6-8】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上(図表内の文字は除く。)とすること。
- ⑦ 「技術提案評価に係る提案書【様式6-8】」は、評価基準に沿って記載すること。
(A3判2枚まで。ただし、評価基準 別表3 項番4～6の記載に限り、計1枚迄追加を認める)

1.2. 審査の実施及び結果の通知

(1) 選定委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、学識経験者等で構成する「茨木市プロポーザル方式事業者選定委員会(生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業設計・施工業務)」(以下「選定委員会」という。)において、評価基準に基づき行う。

選定委員会での評価過程(選定委員会の会議録、各委員の採点表など)は非公開とする。

(2) 実績体制審査

評価基準に基づき事務局にて実績体制の定量評価を行い、選定委員会に報告する。

(3) 地域貢献審査

参加企業の構成または提案見積価格に対する市内企業への発注金額について定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

(4) 技術提案審査(技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング)

評価基準に基づき各委員が、技術提案書の内容をプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえて審査を行う。プレゼンテーションについては、次に示す方法で実施する。

ア 実施日及び会場

令和8年10月27日(火)予定 本市指定場所(茨木市役所本館又は南館を予定)

※自然災害・悪天候等で開催できない場合は、別途協議後、通知する。

※実施日時及び会場については、令和8年10月中旬を目途にプレゼンテーションの対象者に通知する。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中からパソコン操作者を含めて5名以内とする。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、現場代理人又は監理技術者は必ず出席すること。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、天候不良、災害、事故等により公共交通機

関に遅延・運休等が生じた場合やその他やむを得ない事情により出席できない場合の取扱については、別途選定委員会にて協議する。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、20分とする。その後、各委員からのヒアリングを20分程度行う予定である。

エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めない。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。
- ③ プレゼンテーションは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等について十分注意すること。
- ④ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とする。
- ⑤ プロジェクター(機器の内容は後日通知)とスクリーンは、本市で準備する。パソコン等は持参すること。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングの状況は、録画を行う。
- ⑦ 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザル審査は執り行う。

(5) 提案価格審査

提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、選定委員会に報告する。

なお、提案価格は要求水準書および提案者の提案内容に基づいて見積もること。

(6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

ア 評価の実施

選定委員会を開催し、実績体制審査、地域貢献審査、技術提案審査、提案価格審査の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者・次点提案者を決定する。その後、優先交渉権者と次点候補者を選定する。

イ 評価結果の通知等

- ① 評価結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に対して、令和8年10月下旬を目途に書面及びメールにて通知する。また、優先交渉権者に対しては、契約手続きの方法等について連絡する。
- ② 評価の結果については、本市のホームページ上で公表する予定である。また、優先交渉権者と次点候補者は、企業名も公表する。

ウ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しない。
- ② 本市ホームページで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けない。
- ③ 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

1.3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

決定した優先交渉権者と契約交渉を行うが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行わない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合
- イ 本市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- エ 技術提案書の無効が判明した場合
- オ その他本要項に違反した場合

(2) 契約の成立

- ア 優先交渉権者は、契約締結に向けて本市と協議し、仮契約を締結する。
- イ 協議に合意できなければ、次点候補者から見積徴取を行い、仮契約を締結する。

(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出

- ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とする。
- イ 契約締結までに、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出すること。

(4) 提案内容

提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく評価の扱い

原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、選定者は提案内容に拘束されるが、本市は、優先交渉権者との間で協議のうえ、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定者は本市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 選定委員会の意見の扱い

選定委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと本市が判断し、選定者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

1.4. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 参加者が、本要項「5. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合

- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ 合計評価点が、満点の6割を下回った場合
- キ プレゼンテーションに出席しない場合(自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。)
- ク その他選定委員会が失格と認めた場合

15. 提案内容不履行の場合の措置

受注者は、本プロポーザルで提案された内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行すること。なお、本業務の完了時に受注者側の責により提案内容を履行できなかった場合、又は、本業務の完了前であっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、提案内容不履行に関する措置として指名停止措置などを行う場合がある。

16. プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできない。

17. 留意事項

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や函面等は、受理しない。本プロポーザルにおいて作成される資料は、本事業の目的の範囲内においてCMRに提供する。

<本プロポーザルの流れ>

